

別表六(六)

11欄、18欄又は26欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表六(六) 平二十五・四・一以後終了事業年度分

試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	法人名
18欄	円	特別試験研究費の税額控除	円
<p>試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(特別試験研究費に該当するもの)を適用している場合には、適用額明細書の</p> <p>①租税特別措置法の条項欄に、「平成25年旧措置法第42条の4第2項」※1又は「第42条の4第2項」※2</p> <p>②区分番号に、「00007」※1又は「00427」※2</p> <p>③適用額欄に、当該別表六(六)18欄の金額(円単位)を記載してください。</p> <p>※1 平成25年旧措置法第42条の4第2項「00007」平成25年4月1日以前に開始した事業年度</p> <p>※2 第42条の4第2項「00427」平成25年4月1日以後に開始した事業年度</p>		法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「8の②」)	17
		当期分の特別控除額 (16)-(17)	18
		差引当期税額基準額残額 (8)又は $(7) \times \frac{30}{100}$ - (9) - (16)	19
		前期繰越税額控除限度超過額 (別表六(六)付表「4の計」(総額+特別))	20
		平成21年度分繰越税額控除限度超過額 (別表六(六)付表「7の計」(総額+特別))	21
		平成22年度分繰越税額控除限度超過額 (別表六(六)付表「10の計」(総額+特別))	22
		計 (20)+(21)+(22)	23
		同上のうち当期繰越税額控除可能額 (19)と(23)のうち少ない金額 (別表六(六)付表「1の①」) ≤ (別表六(六)付表「3の②」)の場合は0	24
		法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「5の②」+「6の②」)	25
		当期繰越税額控除額 (24)-(25)	26
		法人税額の特別控除額 (11)+(18)+(26)	27
		特別試験研究費の額の明細	
		特別試験研究等の内容	特別試験研究費の額
<p>試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越控除額がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の</p> <p>①租税特別措置法の条項欄に、「平成25年旧措置法第42条の4第3項」※1又は「第42条の4第3項」※2</p> <p>②区分番号に、「00008」※1又は「00428」※2</p> <p>③適用額欄に、当該別表六(六)26欄の金額(円単位)を記載してください。</p> <p>※1 平成25年旧措置法第42条の4第3項「00008」平成25年4月1日以前に開始した事業年度</p> <p>※2 第42条の4第3項「00428」平成25年4月1日以後に開始した事業年度</p>		当期分の特別控除額 (9)-(10)	11
		特別試験研究費の額 (29)の計	12
		特別試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{12}{100} - ((4)又は(5))$	13
		特別研究税額控除限度額 (12)×(13)	14
		当期税額基準額残額 (8)-(9)	15
		当期税額控除可能額 (14)と(15)のうち少ない金額	16

0円」と記載します。)  
は、前期の改定試験研究費の額)  
(別表六(六)付表「3の②」欄)以下の場合は、